



# 1 さっぽろ障がい者プラン 2018 の取組状況

さっぽろ障がい者プラン 2018 では、計画期間の 2018 年度（平成 30 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）において、障がい者計画として横断的分野と施策分野の計 10 施策を展開して取り組んできました。各施策の主な重点取組を振り返ります。

## （1）横断的分野 1 障がい等への理解促進

重点取組		2022 年度（令和 4 年度）実績
1	ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進	各区役所、地下鉄駅などの配布場所において約 13,000 個を配布
2	福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）	市内の各小学校・養護学校・各中学校へ約 17,000 部を配布
3	障がい当事者の講師派遣	障がい者講師養成講座 1 回（ZOOM 開催） 講師派遣回数 79 回 講師派遣人数 146 名（延べ人数） 聴講者数 4,414 名（延べ人数）

## （2）横断的分野 2 生活環境の整備

重点取組		2022 年度（令和 4 年度）実績
1	交通バリアフリー推進事業	ノンステップバスの導入補助事業 補助台数 10 台分
2	ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	ユニバーサルデザインタクシー導入費事業 補助台数 56 台分
3	住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組	市営住宅の抽選優遇による入居 10 件 「みな住まいる札幌」相談件数 1,365 件

### (3) 横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置	遠隔手話通訳や音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を実施するために区役所等にタブレット端末を設置 聴覚障がいのある人とのコミュニケーション促進のために、聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導システムを区役所等に設置
2	コミュニケーション支援者の確保及び養成	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者養成事業の実施
3	障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者 ICT サポートセンター）	パソコンに関する相談件数 134 件 パソコンボランティア派遣件数 102 件 パソコン講習受講者数 65 人

### (4) 横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	市民向けフォーラムの実施	北海道と札幌市の共催にて開催（1回） 参加者数 142 名 動画配信視聴者数 延べ700人
2	権利擁護等に係る相談支援の充実	障がい者あんしん相談運営事業 2,466 件 成年後見制度利用支援事業 市長申立件数 16 件 本人・親族申立ての報酬助成件数 101 件
3	障がい者虐待防止対策等の推進	障がい者虐待相談・通報受付 延べ件数 673 件 障がい者虐待防止啓発講座 （動画配信）5講座・視聴回数 531 回 出前講座 95 回開催（リモート等含む）

## (5) 施策分野1 暮らしの支援

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	相談支援事業の充実	障がい者相談支援事業（20か所） 年間相談支援件数 155,862件 年度末の登録者数 6,133人 障がい児等療育支援事業（5か所） 訪問 39件 外来 109件 施設支援 321件
2	補装具費の支給、日常生活用具の給付	補装具費支給 新規支給：3,865件 修理 1,890件 日常生活用具 新規支給：40,877件
3	福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施	・基礎研修（オンライン研修） 利用者の立場に立った本人中心の個別支援 計画作成の考え方と方法を学ぶための研修 を実施 ・応用研修（オンライン研修） 本人の強みを支援内容や計画に活かすため のヒントや、地域の社会資源の強みを学ぶ ための研修を実施

## (6) 施策分野2 保健・医療の推進

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	重度心身障がい者医療費助成	受給者数 39,690人 （一人当たり助成額 104,271円） 助成件数 950,466件 （一件当たり助成額 4,354円）
2	さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進	さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ 事業利用件数 1,098件 さっぽろ子どものこころの連携チーム事業 意見交換会開催回数 2回 研修会開催回数 1回
3	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	利用者数 1名、助成額 33,800円 訪問看護実施回数 4回

### (7) 施策分野3 療育・教育の充実

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	障がい児地域支援マネジメント事業	障がい児地域支援マネージャー8名による障がい児通所支援事業所の訪問回数 累計 687回
2	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の検討	医師巡回指導回数 180回 医療的ケア児等支援者養成研修 参加人数：90人
3	一人一人が学び育つための教育的支援の充実	学びのサポーター活用校 288校 支援対象児童生徒数 1,758人 活用校一校あたりの学びのサポーター年間活用可能時間数 700時間

### (8) 施策分野4 雇用・就労の促進

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	障がい者就業支援事業	オンラインによる動画配信形式で開催 参加企業数 27社 参加者 320人 面接件数 68件
2	就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	相談件数 24,440件 就職に結びついた件数 124人
3	製品の販路拡大支援	元気ショップ 売上 70,922千円／来客数 107,647人 元気ショップいこ～る 売上 15,270千円／来客数 12,738人

## (9) 施策分野5 スポーツ・文化等の振興

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	既存体育施設のバリアフリー化の推進	西区体育館・温水プールにおける車椅子用駐車場の整備／点字ブロックの増設
2	障がい者スポーツの振興	シットスキー・バイスキーの体験会及び指導者養成講習会参加者数 延べ 51 名 障がい者スポーツ体験会参加者数 延べ 993 名
3	障がいのある人の読書支援の推進	障がいのある方を対象とした郵送貸出制度利用者への電子図書館サービス・相互貸借の実施

## (10) 施策分野6 安全・安心の実現

重点取組		2022年度（令和4年度）実績
1	災害時における避難支援の仕組みづくり	地域組織を支援した回数 27 回 避難行動要支援者名簿情報提供 71 団体
2	避難所の環境整備の推進	車椅子対応トイレの配置 24 か所 (計 254 か所の整備が完了)
3	企業などとの連携推進	事業者が区に通報した件数 6 件 事業者が警察署等に通報した件数 17 件

## 2 2022 年度（令和 4 年度）障がい児者実態等調査概要

### （1）調査概要

本調査は、さっぽろ障がい者プラン 2018 の改定作業を含めた札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を調査・分析することを目的として実施しました。具体的な調査対象等は以下のとおりです。

#### <アンケート調査>

障がい者、障がい児、施設入所者、精神科病院入院患者、障害福祉サービス等事業所、企業及び市民を対象としたアンケート。調査期間は、令和 4 年 12 月 6 日～令和 4 年 12 月 23 日（企業調査のみ令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 2 月 17 日）。

基準日は令和 4 年 10 月 1 日時点

調査種別	調査対象	抽出数	回収数	回収率
障がい者調査	・ 札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者（いずれも 18 歳以上）	6,450	2,108	32.7%
障がい児調査	・ 札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳の被交付者 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者（いずれも 18 歳未満）	1,050	359	34.2%
施設入所者調査	・ 札幌市内の障がい者入所施設の利用者	28	10	35.8%
精神科病院入院患者調査	・ 札幌市内の精神科病院の入院患者	37	10	27.0%
市民調査	・ 札幌市内に居住する 18 歳以上の市民	3,000	925	30.9%
事業所調査	・ 札幌市が指定している障害福祉サービス等提供事業所	1,370	354	25.9%
企業調査	・ 札幌市内に所在する企業	1,000	223	22.3%

### <ヒアリング調査>

アンケート調査では把握が難しい実態・課題に関する障がい当事者団体、障害福祉サービス等事業所、企業へのヒアリング。調査期間は、令和5年2月10日～令和5年3月8日

団体区分	主なヒアリング内容	団体数
障がい当事者団体	障がいがある方の生活のしづらさ 地域の潜在的な課題・ニーズ	11
障害福祉サービス等事業所	障がいのある方の就労や人材確保	4
企業	障害者差別解消法や心のバリアフリーの認知度 及び障がい者雇用	4

## (2) 調査結果

調査結果については、代表的な設問の結果を第4章「障がい者施策の推進（障がい者計画）」の各基本施策に掲載しています。

その他の結果は、「令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査報告書」を札幌市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/r4jittaityousahoukokusyo.html>

## (3) ヒアリングにおける主な御意見

ヒアリングで障がい当事者から寄せられた主な御意見を以下に掲載します。

- 外見でわからない内部障がいを持っている方が、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。
- 公共交通機関を利用する際、障がいの特性から起こる行動について周囲の理解がまだまだ不十分であると感じる。特に知的障がいにおいては、その特性が一人ひとりで異なることを理解することが肝要である。
- 障がい当事者と幼少期から関わる経験や教育を受けるなどして、心の障壁（バリア）を作らず、身近な存在、当たり前存在であると理解していく必要がある。
- 障害福祉サービスについて、情報にたどり着くことができないことがある。
- 当事者本人だけでなく、家族全体を支援する体制の拡充が求められる。
- 障害福祉サービス等事業所で働くスタッフの減少、入れ替わりが顕著であり、安心して支援を受けられる環境が整いにくくなっていると感じる。
- 障害福祉サービス等事業所スタッフの重症心身障がいへの理解度を深めるなど、生活サポートに関する人材育成が大事だと思う。

### 3 札幌市障がい者施策推進審議会条例

---

昭和46年12月21日条例第48号  
昭和58年5月条例第14号  
平成6年3月条例第3号  
平成10年3月条例第5号  
平成11年10月条例第39号  
平成12年12月12日条例第55号  
平成24年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(名称)

第2条 審議会の名称は、札幌市障がい者施策推進審議会とする。

追加〔平成24年条例1号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者（法第2条第1号の障害者をいう。以下同じ。）
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

一部改正〔平成24年条例1号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(臨時委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(会長)

第 6 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～6 省略
- 7 札幌市特別会計条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部改正〔省略〕

附 則（昭和 58 年条例第 14 号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 58 年規則第 26 号で昭和 58 年 6 月 1 日から施行）
- 2・3 省略

附 則（平成 6 年条例第 3 号）

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 94 号）附則第 1 項ただし書の政令で定める日（平成 6 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）並びに第 4 条の見出し及び同条の改正規定（「学識経験のある者」の次に「、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部改正〔省略〕

附 則（平成 10 年条例第 5 号抄）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 39 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2・3 省略

- 4 この条例の施行の際現に札幌市障害者施策推進協議会の委員である者（関係行政機関の職員のうちから委嘱された者に限る。）の任期については、平成 11 年 7 月 28 日から起算して第 4 条の規定による改正後の札幌市障害者施策推進協議会条例第 3 条の規定を適用する。

附 則（平成 12 年条例第 55 号抄）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）附則第 1 条第 1 号の政令で定める日から施行する。（平成 24 年政令第 144 号で平成 24 年 5 月 21 日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 2 項の規定により委嘱された札幌市障害者施策推進協議会の委員（以下「旧協議会委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第 3 条第 2 項の規定により、札幌市障がい者施策推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

## 4 札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職名等
1	◎ 浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
3	上田 章裕	札幌公共職業安定所 統括職業指導官
4	大石 純	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
5	加藤 法子	社会福祉法人楡の会 総合施設長
6	小山 学	市立札幌豊明高等支援学校 校長
7	近藤 久江	札幌市視覚障害者福祉協会 会長
8	菅原 悦子	札幌市精神障害者家族連合会 会長
9	高柳 司	札幌市民生委員児童委員協議会 理事
10	長江 睦子	札幌市手をつなぐ育成会 会長
11	中原 明	社会福祉法人 札幌親会 理事長
12	南部 賢	北海道中小企業家同友会札幌支部 インクルージブ委員会副委員長
13	花田 裕芳	札幌市中途失聴・難聴者協会 会長
14	廣島 孝	北海道立心身障害者総合相談所 所長
15	増田 靖子	北海道難病連 代表理事
16	○ 安井 友康	北海道教育大学 教授
17	山内 まゆみ	札幌肢体不自由児者父母の会 会長
18	山代 弘	札幌司法書士会 司法書士

※ 氏名欄の「◎」は会長、「○」は副会長

2023年10月1日現在

## 5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属団体等
1	◎ 浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	荒川 倫代	札幌療育会相談支援事業所ノック 所長
3	石橋 達勇	北海学園大学工学部 教授
4	石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
5	○ 近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部 講師
6	斎藤 規和	株式会社シムス 代表取締役
7	菅原 悦子	札幌市精神障害者家族連合会 会長
8	時崎 由美	札幌地区重症心身障害児(者)を守る会 会員
9	長江 睦子	札幌市手をつなぐ育成会 会長
10	長田 じゅん子	北海道学習障害児・者親の会クローバー 事務局長
11	原田 千代子	札幌みんなの会 事務局長
12	増田 靖子	北海道難病連 代表理事
13	松本 健一	愛和福祉会札幌障がい者就業・生活支援センターたすく 所長

※ 氏名欄の「◎」は部会長、「○」は副部会長

2023年9月1日現在

---

さっぽろ障がい者プラン 2024

---

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

---